

「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本事業の実施は、令和8年2月定例県議会の議決及び本事業に係る「地域未来交付金（地域未来推進型）」の採択を条件とする。

1 業務名

「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務

2 業務の目的

本県は、新たなモビリティサービスの創出や自動車産業の振興の観点から、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

2026年度は、自動運転の社会実装及び次世代モビリティを活用した最先端の取組をさらに推し進めるとともに、日本や世界で未開拓の領域を県が率先して推進するための基盤となる調査及び多様なプレイヤーを巻き込むコミュニティの立ち上げ等を行い、再現可能なビジネスモデルの構築を目指す。

3 業務の内容

(1) 社会実装を見据えた分析調査計画の策定及び調査・検証・構築の実施

県が自動運転の定期運行・実証実験を行う3事業（都市交通（名古屋市内）、広域交通（知多エリア）、園内交通（愛・地球博記念公園））について、下表の区分を基に分析調査計画を策定、調査等を実施する。

【主な実施内容】

区 分	① 事業化加速	② 環境整備	③ 社会受容 性向上	④ 技術開発	⑤ ロードマッ プ・実装モ デル構築
都市交通	・想定実装主体の課題把握 ・持続可能なビジネスモデルの提案	・路車協調の調査と本事業への活用検討 ・法的論点の整理と解決方法の提案	—	・技術的完成度の客観的な評価	・戦略的なロードマップ見直し ・実装モデル構築に向けた調整
広域交通	・想定実装主体の課題把握 ・社会実装に向けた中・長期的なビジネスモデルの提案	・高速の路車協調の調査と本事業への活用検討 ・法的論点の整理 ・最新技術の調査	・試乗者アンケート等による社会受容性調査	・技術的完成度の客観的な評価	・戦略的なロードマップ見直し ・実装モデル構築に向けた調整
園内交通	・レベル4相当の運行に向けた事業体制の整理	・実装に向けた手続き整理	—	—	—

① 事業化加速

想定される実装主体の課題把握、国内外の事例調査に基づく持続可能なビジネスモデルの整理・提案を行う。

園内交通においては、L4相当の運行を実現するために必要な事業体制のあり方を整理する。

② 環境整備（インフラ、法整備等）

現在、国内外で既に実装されている道路における路車協調の事例を調査し、それぞれの区分において現実的な活用に向けた課題を検討する。また、実装時に必要な法的論点を整理し、解決方法に向けた提案を実施する。

広域交通においては、走行中給電などの次世代技術の調査を行う。

園内交通においては、L4相当の運行を実現するために必要な関係機関（中部運輸局、県警など）への手続きについて整理する。

③ 社会受容性向上

試乗者アンケートを始めとする社会受容性調査を行う。

④ 技術開発

実証実験等の内容について、社会実装時に求められる技術的完成度に対する客観的な到達度評価を行う。

⑤ 戦略的ロードマップ・実装モデル構築

自動運転の社会実装に向け、行政が担うべき協調領域を特定し、戦略的なロードマップの見直しや実装モデル構築に向けた事業者等との調整を行う。

調査計画は、以下のア～エを踏まえて策定する。

ア 県が行う自動運転定期運行・実証実験の実施事業者と緊密な連絡体制を構築すること。

イ 想定するビジネスモデルについて、より社会実装に即したビジネスモデルとなるよう自動運転のステークホルダーに対し情報交換を行うとともに、必要に応じて想定実装主体となりうる事業者ヒアリングを行うこと。

ウ 各区分の特徴を生かした分析調査計画とすること。

エ 国内外の先進事例を提示し、参照すること。

(2) 「あいちモビリティDXコンソーシアム」立ち上げ補助、コンソーシアム総会等の企画・運営

愛知県では、2017年度に設置した「あいち自動運転コンソーシアム」などを発展的に改組し、DXを通じたモビリティ技術の高度化や交通安全の確保、モビリティとDXを掛け合わせた新サービス等の社会実装を目指す「あいちモビリティDXコンソーシアム」を立ち上げる予定である。

これを踏まえ、委託事業では、コンソーシアムの立ち上げにあたって必要となる関連するステークホルダーの整理や参画促進に向けた活動内容検討などを実施する。

また、コンソーシアムが実施する以下のイベントについて、会場の確保や、参加意欲を高める企画内容・講師の検討など、企画・運営を行う。

なお、実施にあたり取り扱う議題やコンテンツについては、開催の都度県と協議の上決定することとする。

・総会 2回／年

・自動運転実装推進WG 1回／年

- (3) 自動運転を含む次世代モビリティに係る最新動向の収集及び事業モデルの検討

実装の実例や最新技術、各政府の動きなど、国内外の自動運転に関する最新動向の情報収集を行い、資料にまとめるとともに、県関係者に向けたレクチャーを適宜行う。

また、都市交通、広域交通、園内交通以外の将来のビジネスにつながる可能性があるプレイヤーや座組を整理し、県内で展開しうる事業モデルを複数案提案する。

- (4) 業務実施結果報告書の取りまとめ

本事業の実施内容等を業務実施結果報告書として取りまとめること。

- (5) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、あいちモビリティDXコンソーシアムでの報告に協力すること。

4 委託業務に当たっての留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本委託業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (9) 「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」実施委託業務企画提案募集要領に基づいて提出した企画書の内容を遵守すること。
- (10) 適切な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、

業務実施にあたっては、必要に応じて（月 2 回程度）愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課と打合せをすること。

（1 1）受託者は、本業務により知り得た資料及び事項を本県の許可なく他に利用若しくは漏らさないこと。

（1 2）その他、仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。

5 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

6 成果物

（1）成果報告書 3 部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）

・各業務に係る記録（記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめるとともに、各業務実績等についても詳しく記載すること。

（2）県 Web サイトに調査結果を縦覧するための要約版（20 ページ以内を目安） 3 部及びその電子データ（県の指定するデータ様式）

（3）その他県と協議の上、県が指定するもの

7 契約条件

（1）契約限度額

10, 139, 167 円（消費税及び地方消費税含む。）

（2）契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする（あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額を免除する。）。

（3）契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 19 日（木）までとする。

（4）委託費の支払条件

概算払とする。

（5）その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

8 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

（1）愛知県の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（大分類：3 役務の提供、中分類：07. 調査委託、小分類：01. 市場調査、10. 交通関係調査）に登載されていること。

（2）企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

（5）愛知県税及び国税に未納がないこと。

- (6)「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

9 応募に関する問い合わせ

質問がある場合は、2026年3月3日(火)正午までに電子メールにより連絡すること。問合せは、電子メール(jisedai@pref.aichi.lg.jp)によること(件名は「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業に関する問合せ」とする。)

なお、質問に対する回答は、次世代モビリティ産業課のWebサイトに3月6日(金)を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

10 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、次に示す書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 11部

・別添様式1のとおり

(イ) 企画提案書 11部

・別添様式2～6のとおり

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 1部

・別添様式7のとおり

(エ) 添付書類 1部

・会社パンフレット等会社の概要がわかる資料

・定款

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明ができるもの。)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

ウ 提出期限

2026年3月18日(水)正午

郵送・宅配便の場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

電話 052-954-6136(ダイヤルイン)

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 用紙サイズは、A4縦(横書き、要ページ番号)とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。

- ウ 企画提案は1事業者1案とする。(複数の事業体で業務を実施する場合は1共同体あたり1案とし、業務実施における責任の所在を明確にすること。)
- エ 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

1 1 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（１）から（５）の内容について記述すること。

（１）業務に関する企画等〔様式４〕

ア 本業務の基本方針

業務を進める上での基本的な考え方やねらい、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等について、具体的に記載すること。

イ 自動運転の社会実装を見据えたビジネスモデルの調査・検証・構築計画 ビジネスモデル構築のための効果的な調査・検証につながる具体的な内容、方法等を提案すること。

ウ 「あいちモビリティDXコンソーシアム」立ち上げ補助、コンソーシアム総会等の企画・運営

自動運転を始めとする次世代モビリティの実装のための効果的な組織体組成、運営につながる具体的な内容、方法等を提案すること。

エ 自動運転を含む次世代モビリティに係る最新動向の収集及び事業モデルの検討

次世代モビリティの効果的な調査と事業モデルの提案につながる具体的な内容、方法等を提案すること。

オ その他

業務実施のスケジュールを示すこと。

（２）付加提案〔様式５〕

その他本業務をより効果的に実施するための追加事項について記載すること。

（３）概算費用〔様式６〕

業務の実施に係る概算費用（見積額）の内訳がわかるように項目ごとに記述すること（「愛知県知事」宛としたもの）。

（４）類似業務の受託実績〔様式３〕

産業振興、地域振興及び雇用・労働に係るもので2023～2025年度の3年度間に主催又は受託した類似業務（調査等）の企画・運営に係る実績を記述すること。なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した業務の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、契約金額等、具体的な内容を記述すること。

（５）業務実施体制及びスタッフの業務経歴〔様式２〕

業務を受託した場合の業務を実施する体制（専門家、組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等）及び業務を運営する専門家、従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

1 2 提案の審査・選定等

（１）選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

（２）審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超える場合、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【選定委員会における審査】

審査は、企画提案書に基づく書面審査及び原則対面での提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者15分程度、説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

（3）主な選定基準

受託候補者を選定する際のポイントは、次のとおりとする。

- ・業務実績、業務実施体制は適切か。
- ・自動運転の社会実装を見据えた分析調査計画は適切か。
- ・自動運転のビジネスモデル構築のための調査・検証の実施内容は適切か。
- ・コンソーシアム立ち上げ、運営補助のための検討・取組の実施内容は適切か。
- ・次世代モビリティに係る調査・検討の実施内容は適切か。
- ・経費項目、金額は適切か。
- ・社会的価値の実現に資する取組は実施されているか。

（4）審査結果の通知

審査結果は、2026年3月下旬（予定）に全ての企画提案者に文書にて通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

（5）契約

受託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合は次点者が、改めて県と協議を行うこととする。

なお、選定された受託候補者の業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

1.3 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------|
| ・ 3月 3日（火）正午 | 質問の締切 |
| ・ 3月18日（水）正午 | 企画提案の締切 |
| ・ 3月26日（木）午後 | 選定委員会開催（事業者決定） |
| ・ 4月上旬 | 契約締結、委託業務開始 |

1.4 その他

- （1）企画提案書は1事業者につき1案とする。
- （2）企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- （3）企画提案書提出後に辞退する場合、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- （4）次のア～ウに該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

- ア 提出書類に明らかな不備があった場合又は虚偽の内容が含まれていた場合
若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接
触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けること
となった場合
- (5) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国
通貨とする。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、愛知県が定め
る。

1 5 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ
電話 052-954-6136 (ダイヤルイン)